主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件手形には、その表面に紙片を附し「本手形八他人二交付又八譲渡シタルトキ 八無効トスル」旨の記載がなされている。原審は、これを以て指図禁止手形と認め たものであるが、指図禁止文言を右の如く貼付した紙片上になしうるか否かは暫く 措き、前記文言があるからと云つて、本件手形を所論の如く無効ならしめるもので はない。論旨は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_